

令和 6 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会
臨時会 会 議 録 目 次

第 1 号 (3月26日)

出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した者の職・氏名	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	2
議事日程	3
開 会 の 宣 告	5
開 議 の 宣 告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定について	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
・議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）	
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
・議案第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）	
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
・議案第3号 菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負契約の締結 に関し議決を求めることについて	
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	25
・議案第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について	
閉 会 の 宣 告	26
署 名	27

令和 6 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会 会 議 録 （ 第 1 号 ）						
招 集 年 月 日	令 和 6 年 3 月 1 9 日					
招 集 の 場 所	岩 泉 町 議 会 議 事 堂					
開会、開議、散会 延会、閉会の日時	開 会	令 和 6 年 3 月 2 6 日 午 後 1 時 3 0 分				
	閉 会	令 和 6 年 3 月 2 6 日 午 後 2 時 4 4 分				
出席及び欠席議員 出席 12 人 欠席 1 人 (凡例) ○ 出 席 × 欠 席	議員 番号	氏 名	出欠 の別	議員 番号	氏 名	出欠 の別
	1	千 葉 泰 彦	×	9	早 川 ケン子	○
	2	佐 藤 安 美	○	10	三田地 和 彦	○
	3	畠 山 昌 典	○	11	合 砂 丈 司	○
	4	畠 山 和 英	○	12	三田地 泰 正	○
	5	(欠 番)		13	八重樫 龍 介	○
	6	三田地 久 志	○	14	菊 地 弘 巳	○
	7	林 崎 竟次郎	○			
	8	坂 本 昇	○			

会議録署名議員	8 番	坂 本 昇	9 番	早 川 ケン子
	1 0 番	三田地 和 彦		
職務のため議場 に出席した者の 職・氏名	事 務 局 長	中川原 克 彦	主 査	石 垣 直 美
	主 査	古 舘 利 佳		
地方自治法第 121条の規 定 により説明の ため出席した 者の職・氏名	町 長	中 居 健 一	副 町 長	三 浦 英 二
	教 育 長	襦 岩 千 裕	総 務 課 長	三 上 義 重
	政策推進課長	佐々木 真	会計管理者兼 税務出納課長	佐々木 忠 明
	町 民 課 長	山 岸 知 成	健康推進課長	三 浦 政 宏
	経済観光交流課長	佐々木 章	農林水産課長	佐々木 修 二
	地域整備課長	日 吉 理	上下水道課長	佐 藤 哲 也
	消防防災課長	山 内 基 嗣	危機管理課 総 括 室 長	佐々木 久 幸
	教 育 次 長	三 上 訓 一		
議 事 日 程	別 紙 議 事 日 程 の と お り			
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
議 事 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和 6 年 第 2 回 岩 泉 町 議 会 臨 時 会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 6 年 3 月 2 6 日 (火曜日) 午後 1 時 3 0 分開会

開 会 の 宣 告

開 議 の 宣 告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 9 号)

日程第 4 議案第 2 号 令和 6 年度岩泉町一般会計補正予算 (第 1 号)

日程第 5 議案第 3 号 菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負契約の締結
結に関し議決を求めることについて

日程第 6 議案第 4 号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について

閉 会 の 宣 告

◎開会の宣告

○議長（菊地弘巳君） ただいまから令和6年第2回岩泉町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

なお、1番、千葉泰彦さんから所用のため欠席する旨、届出が提出されておりますので、ご報告します。

（午後 1時30分）

◎開議の宣告

○議長（菊地弘巳君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（菊地弘巳君） 本日の議事日程はお手元に配りましたとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（菊地弘巳君） 議事日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、8番、坂本昇さん、9番、早川ケン子さん、10番、三田地和彦さんを指名します。

◎会期の決定について

○議長（菊地弘巳君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。お手元に配りました会期日程案は、3月26日、議会運営委員会で決定を見たものでありますが、本臨時会の会期は、お手元に配りました案のとおり、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定しました。

◎議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第 3、議案第 1 号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算（第 9 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第 1 号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算（第 9 号）。

令和 5 年度岩泉町の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9,006 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 120 億 1,673 万 2,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）、第 2 条、既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）、第 3 条、既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 6 年 3 月 26 日提出、岩泉町長、中居健一。

それでは、議案第 1 号 令和 5 年度岩泉町一般会計補正予算（第 9 号）についてご説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、さきの議会全員協議会でもご案内しておりましたが、長年町長を先頭に粘り強く国庫等の補助財源の要望活動が続けてまいりました、ふれあいランド岩泉の再整備への国の補助が採択となったことから、関連する予算の計上をお願いするものであります。

それでは、歳出からご説明申し上げます。まずは、今回の補正予算のメインとなるふれあいランド岩泉再整備事業につきまして、別冊でお配りしております令和 5 年度補正予算新規事業等概要によりご説明させていただきます。

概要書 2 ページを御覧願います。6 款 1 項 4 目、事業名はふれあいランド岩泉再整備事業です。

事業の目的であります。平成28年台風第10号被災、あるいは施設の老朽化等を踏まえ、当該施設を拠点とし、当町の魅力を生かした観光コンテンツ、地元の食材利活用及び上質なサービスの提供等により交流人口の拡大を図るため、施設全体を再整備するものであります。

事業の内容であります。財源が国の補正予算対応となることから、補助対象事業となる工種を令和5年度補正予算、一方、町単独事業となる工種をこの後の議案第2号の令和6年度補正予算での対応となっておりますことを申し添えます。令和5年度補正予算対応となる補助事業整備は、記載のとおり、コテージ新築3棟、グランピング施設新築7棟、センターハウス改修、サニタリーハウス改修、オートキャンプ場区画変更等整備、トレーラーハウス改修、エリアWi-Fi設置の7項目となっております。令和6年度中の施工期間となっており、令和7年春の開業を目指すものであります。

事業費は、令和5年度補正予算対応となる補助事業整備分は工事請負費3億9,012万4,000円となっており、参考までに令和6年度補正予算で対応する町単独事業費を加えると総額6億1,400万円となります。

財源につきましては、特記事項にもございますが、国庫のデジタル田園都市国家構想交付金、これは補助率2分の1でございます、及び国の補正予算債であります一般補助施設整備等事業債を財源とし、資料最下段の財源内訳のとおりとなっております。

次に、議案第1号 令和5年度岩泉町一般会計補正予算（第9号）の予算書9ページを御覧願います。今回の補正予算では、このほか下段、7款2項2目道路維持費で4,000万円の除雪委託料の増額をお願いするとともに、その調整のために、上段、2款1項3目財政管理費で公共施設等整備基金積立金4,006万2,000円の減額補正を計上させていただいております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明いたします。8ページにお戻り願います。先ほど概要書でご説明申し上げましたが、14款2項7目商工費補助金でデジタル田園都市国家構想交付金1億9,506万2,000円、また21款1項8目一般補助施設整備等事業債でふれあいランド岩泉再整備事業1億9,500万円を計上しています。

次に、4ページにお戻り願います。第2表、繰越明許費補正であります。今回補正予

算をお願いしているふれあいらんど岩泉再整備事業 3 億 9,012 万 4,000 円の繰越明許費を追加するものでございます。

最後に、次のページ、5 ページを御覧願います。第 3 表、地方債補正であります。一般補助施設整備等事業債の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を 12 億 3,150 万円とするものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第 1 号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を款ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は先に歳出を款ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。9 ページをお開きください。2 款総務費に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで 2 款を終わります。

次に、6 款商工費に入ります。質疑ありませんか。

6 番、三田地久志議員。

○6 番（三田地久志君） 確認なのですが、ふれあいらんど令和 6 年度は完全に休園するのか、それとも営業しながらなのか、この間聞き漏らしたような気がするのですが、その辺教えていただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

ふれあいらんど整備につきましては、令和 6 年度を 1 年間、完全に閉園をいたしまして、工事、整備に集中した 1 年とするという予定でございます。

○議長（菊地弘巳君） よろしいですか。

6 番、三田地議員。

○6 番（三田地久志君） そうすると、子供たちがよく行って遊んでいるところ、あそこも完全にクローズという、橋から向こうは行ってはいかぬということですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） まさしくそのとおりでございまして、といいますのは、今回の工事によりまして車両の出入りが激しくなります、トラックを含め。そういったところに一般の方の出入りというのはかなり危険になるということで、それと併せまして1年間という短い期間での整備で工期を守るといった点から、完全休業とさせていただきますと予定となっております。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） この整備概要の中にトレーラーハウスの改修が入っております。現在のトレーラーハウスは固定になっていて、いざというときといいますか、移動ができない状態であります。せっかく、これ改修します。それで、災害時に仮設として使用できるように、多分固定のときはタイヤ外していると思うのですが、タイヤをつけて運び出しができるような状態にしてはいかがと、その考えはないか伺います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

トレーラーハウスの改修という中身ですけれども、こちらはもう経年劣化が激しくなっております、お客様を泊められるような状態からちょっと離れております。そういった点から、今回こちらは営業スタッフの宿舎または受付会場というような役割を果たしていただくということで考えております。

それで、ご指摘のご案内のタイヤをつけてという部分ですけれども、現在トレーラーハウスという名前はついておりますが、基礎がついて固定されているトレーラーハウスになりますので、移動というところは難しいかと思えます。災害対応という点では、今回新しいSPC、指定管理をする側と、災害があった際にはこちらのふれあいらんの宿泊施設を災害対応、避難所に利活用できるというような項目も協定の中に盛り込みたいというふうに考えております。

○議長（菊地弘巳君） 13番、八重樫議員。

○13番（八重樫龍介君） それは大変よろしいと思いますが、他市町村でも現在、ふだんはキャンプ場なんかに置いているトレーラーハウスを災害時に移動して、そこで避難された方の仮設の住宅として使っているところもあります。やはり基礎、タイヤを取り外し可能な状態までは考えていないのでしょうか、そこをお伺いしたい。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 繰り返しになるかと思いますが、トレーラーハウスという名目、名前ではあったのですが、あくまでも宿泊施設ということで、建築基準法、それから消防関係のほうからも、まず固定をなさいというのが原理原則でありまして、同じくブルートレインにつきましても固定しているのです。そういった意味から、ご提案のトレーラーハウスの移動というものは難しいというふうに考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本昇議員。

○8番（坂本 昇君） 指定管理料についてお伺いします。

現在は指定管理をしていると。この前の説明では、500万円を5年間という説明もありました。ですので、令和6年度については指定管理料が発生しないということで、それはもう皆減と、7年度からの500万円が発生するというふうに受け止めておいていいかどうかをお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

令和6年度の指定管理料につきましては、現在契約を結んでおります会社、岩泉ホールディングスに1年間、現在の会社に1年間管理をしていただきます。ですので、新しい会社の指定管理が始まるのは令和7年度からということになります。新年度の指定管理料は1,400万円ほど計上しておりますけれども、これを全部執行するのではなくて、必要最小限の維持管理、例えば今ある施設は稼働はしないのですけれども、例えば電気代だったりとか、施設の管理ということで、人件費、約1.5人分ほどの指定管理料を、現在基本協定を結んでいる会社にお支払いをするという予定でおります。

○議長（菊地弘巳君） 8番。

○8番（坂本 昇君） 先ほどの説明でも、出入口、橋のところから寸断をして、一般車両も規制をかけるというふうなことなので、ホールディングスによる管理というか、その後はこの共同企業体の管理になることから、何かここら辺のところがその境目のような気がしますが、6年度中にそういうふうに移行してしまったほうが、工事管理にせよ、現地の管理にせよ、よろしいような気がしますが、そういうことは考えられませんか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 今回の民間活用につきましては、あくまでも工事が終了、完了してから指定管理を結ぶという流れになっておりますので、その間の約1年間、例えば施設には電気は通さなければならないということで電気の支払い、それから浄化槽の維持管理等、様々施設の維持管理が出てくるわけです。それにつきましては、繰り返しになりますけれども、同じ事業者指定管理を行うと、そういう枠組みの中で進めてまいりましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地弘巳君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） それでは、質疑なしと認め、これで6款を終わります。

次に、7款土木費に入ります。質疑はありませんか。

2番、佐藤安美議員。

○2番（佐藤安美君） 除雪委託料の4,000万円という金額は、2月の大雪にもう既に予算オーバーして、この補正額のように思われますけれども、それはともかくとして、大雪以降、つい先日、結構な雪が降りまして除雪をしなければならない状況の中で、予算がもうないからちょっと待ってくださいという話があったようですけれども、確認でございます、それは本当でしょうか。

○議長（菊地弘巳君） それでは、日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） お答えをします。

予算の都合で除雪の出動を見合わせ、控えるというふうな指示は、今年度、そもそもですけれども、そういう指示はしておりません。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） それでは、先日の大雪に除雪しなければならなかったオペレーターが担当課に確認したところ、そういう話で出動できなかったという話を聞きましたけれども、それはどういうことですか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 2月の末の大雪のことでよろしかったでしょうか。

〔「3月」と言う人あり〕

○地域整備課長（日吉 理君） 3月ですか。先ほども私、申し上げたとおり、3月20日、21日、降雪ございました。この際の出動についても、業者のほうには、雪が降るというふうな天気予報が出ておりましたので、天気を見て、そのとおり出動はいいですよというふうな形で各業者さんにお伝えをしておりますので、私のほうの認識では、そういうふうな控えるようにというふうなものの業者への通知といえますか、お知らせといえますか、そういったものはしていないというふうに捉えております。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） 課長がそう言うのであればそのとおりだと思いますけれども、ただそのオペレーターの話ですけれども、担当課の担当に、当然迷った場合は地域整備課に確認してから出動していると思います。そういった中で、その担当の方が上の指示を得なければという話をしたそうですけれども、そういったことは課長は聞いていませんか。

○議長（菊地弘巳君） 日吉地域整備課長。

○地域整備課長（日吉 理君） 除雪の出動については、基本的には10センチ以上の降雪で業者さんの判断に基づいて出動してくださいというお話で、各業者さんにはお伝えをしてあります。その中で、天気予報はそのとおり、3月20日の降雪の部分に関しましては、予報ですので、どうなるか、ちょっと判断しづらいなというふうなところで業者さんから相談があったものがあるかもしれません。

私のほうとしては、そういった形で部下のほう、担当のほうから連絡があった際に、業者さんのほうで、今回10センチ以上降ったので出動のほうをさせましたというふうな報告等はいただいておりますので、いずれ先ほど来答弁しているとおり、私のほうから出動を見合わせるとかというふうなものは指示はしておりませんけれども、その辺はち

よっと帰ってから担当のほうにも詳しく確認してまいります。よろしくお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤安美君） 予算がどうのこうのではなくて、やはり除雪しなければならない事態には、10センチ以上降ればもう除雪するというのが普通であろうと思いますので、ぜひその辺は徹底してやらせるように指示をしてください。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ質疑を終わります。

これで7款を終わります。これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。8ページをお開きください。14款国庫支出金、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで14款を終わります。

次に、21款町債、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで21款を終わります。これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、繰越明許費補正に入ります。4ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、繰越明許費補正を終わります。

次に、第3表、地方債補正に入ります。5ページをお開きください。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで第3表、地方債補正を終わります。これで議案第1号の質疑を終わります。

これから議案第1号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第4、議案第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上義重総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）。

令和6年度岩泉町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,384万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2,384万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）、第2条、既定の地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和6年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

それでは、議案第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）についてご説明させていただきます。今回の補正予算につきましては、先ほどご審議いただきました議案第1号でご説明申し上げましたように、ふれあいランド岩泉の再整備への国の補助

が採択となったことから、補助対象事業以外の令和6年度補正予算で対応する町単独事業に関連する予算の計上をお願いするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。別冊でお配りしております令和6年度補正予算新規事業等概要によりご説明させていただきます。

概要書2ページを御覧願います。6款1項4目、事業名はふれあいらんど岩泉再整備事業。

事業の目的は、先ほどご説明申し上げましたとおりでございます。事業の内容につきましては令和6年度補正予算で対応となる町単独事業となっております。既存コテージ改修5棟、用地造成、道路照明設置、バギーコース設置、その他家具家電、バギー等備品購入、プロモーション等開業準備業務となっております。

スケジュールとしましては、先ほどご説明申し上げましたとおり、令和6年度中の施工期間となっております。令和7年春の開業を目指すものであります。

事業費は、令和6年度補正予算対応となる町単独事業整備分は、工事の監理委託、開業準備委託、工事請負費で2億3,387万6,000円となっており、参考までに令和5年度補正予算で対応する補助対象事業費を加えると、総額6億1,400万円となります。

財源につきましては、特記事項にもございますが、過疎対策事業債、公共施設等整備基金繰入金を財源とし、資料最下段の財源内訳のとおりとなっております。

次に、議案第2号 令和6年度岩泉町一般会計補正予算（第1号）の予算書8ページを御覧願います。今回の補正予算では、このほか3款2項1目児童福祉総務費で、出産子育て応援給付事業の委託から給付金交付への事業組替えを併せて行わせていただいております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入でございますが、前のページ、7ページにお戻り願います。14款2項2目民生費国庫補助金で、出産・子育て応援事業の組替えによる歳入の調整、また先ほど概要書でご説明申し上げましたが、18款2項3目公共施設等整備基金繰入金で3,797万6,000円、21款1項2目過疎対策事業債でふれあいらんど岩泉再整備事業1億8,590万円を計上しています。

最後に、4ページにお戻り願います。第2表、地方債補正であります。過疎対策事業

債の補正を行いまして、補正後の限度額の総額を11億5,780万円とするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第2号について質疑を行います。

お諮りします。質疑の方法については、先に歳出を款ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑の方法は先に歳出を款ごとに、次に歳入を款ごとに質疑することに決定しました。

これから歳出の質疑を行います。8ページをお開きください。3款民生費に入ります。質疑ありませんか。

12番、三田地泰正議員。

○12番（三田地泰正君） これは公文書なわけだ。それで、本当にささいなことで気になったのだが、この委託料、出産子育て応援給付事業委託料と、その下の負担金補助及び交付金、出産・子育てとあるのだ。上に点がないのは、上、下で何か意味があるのか、これについての説明をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） それでは、三浦健康推進課長。

○健康推進課長（三浦政宏君） 答えいたします。

予算書の表記の部分でございます、12節の委託料と18節の負担金補助及び交付金分の。これは、説明欄の事業名というところで、委託料の部分では「出産子育て応援」ということでポツは入れておりませんが、給付金の部分につきましては国の表記が当初、「出産・子育て応援給付金」となっておりましたので、そこに倣いまして給付金のほうはこういう表記にさせていただいて、委託料のほうは独自でポツを取った表記とさせていただいておりました。特に大きな意味はございません。よろしくお願いいたします。

○議長（菊地弘巳君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで3款を終わります。

次に、6款商工費に入ります。質疑ありませんか。

6番、三田地久志議員。

○6番（三田地久志君） 開業準備も始まるということで、プロモーションなんかも始まると。そこでは雇用が発生すると思うのですが、当初何人ぐらい、完全オープンしてからは何人ぐらいの予定になっているのか、もしその資料もありましたらお知らせいただければと思います。

○議長（菊地弘巳君） それでは、佐々木章経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

開業準備、それからオープンしてからの雇用人数のご質問でございますが、現在事業者からの具体的な人数の提案はございませんが、現在雇用している人数よりは少なくとも増えると、そして地元雇用も多く採るという、そういった方向であるというのを伺っております。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） そこは岩泉からの雇用もあるということで安心はしました。今度は、何者かでの事業なわけなのですが、どこに雇用という形になるのか、その人たちが。雇用先が、雇用する会社が昭栄建設さんなのか、それとも新たな枠組みで何なのかというところは気になるころなのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木経済観光交流課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） お答えいたします。

雇用先は、このグループ会社がつくるSPC、いわゆる日本語でいいますと特定目的会社、こちらに雇用をされることになります。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 今朝の新聞、岩手日報の1面にも小岩井でグランピングが始まると、インバウンドの関係のことも載っていました。岩泉でも日本の方々だけでなく、やっぱりインバウンドを対象としてやるべきだなと思ったのですが、その辺については事業計画書の中に入っていないですか、どうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） インバウンドは、もう視野に入れております。これからプロモーション、それから開業準備をしていく中で、海外に向けた情報発信、インバウンドに対する情報発信をしていくというところでございます。

○議長（菊地弘巳君） 6 番、三田地議員。

○6 番（三田地久志君） それは、委託事業者が全部委託というか、運営事業者がやるのか、岩泉町としては関わりは持たないのかどうなのかというところはいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 原則は特定目的会社が行うと。やはり事業者でありますので、これは原則でございますけれども、町の施設でありますので、こちらは町も一体となってPRを行ってまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 6 番、三田地議員。

○6 番（三田地久志君） 指定管理料もお願いして運営してもらおうと。役場と、それから管理事業者の関わり合いなのですが、やはり報告とかなんとかというのは求めれば担当課には来るものなのですか。あるいは、契約書の中に、年度ごとに指定管理料を払っているから、利用人数から何からの報告というところは間違いなくなっているのか、あるいはどういうふうに関わっていけるのかというところはどうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 今後指定管理の基本協定を結んでいくわけですが、その協定書の中で、必要に応じてという表現になるか、または今現在も月に1回報告書を頂いておりましたので、やはり毎月報告をいただいて、実績報告とか、町にも報告を求めるのが適正だと思いますので、そちらは基本協定の中に盛り込んで、定期的に町に報告するようにしていきたいと思っております。

○議長（菊地弘巳君） 8 番、坂本昇議員。

○8 番（坂本 昇君） 事業そのものには、全員協議会で説明いただいたとおり、ぜひ推進していただきたいと思うのですが、ここで監理委託料110万円というのがあります。6億1,000万円の総事業費になると思うのです、この令和6年度分の新規事業にだけしか110万円の監理委託料はありませんが、全体の事業の監理委託というふうに受け止めさせ

てもらっているわけですが、これに伴っての監理委託だと、町の目が、プロポーザルとはいっても事業主体は町ですので、町の主体性がそこに出てこない町が描いている事業の推進が難しいかと思うのですが、この点についてはいかがですか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） ご指摘のとおりでございます。監理委託料110万円というのは、6億円の工事費の中からすれば少ない金額だというのはご指摘のとおりですけれども、今回この110万円はあくまでも工事分ということで、工事のほかに建築もあるわけです。建築の監理委託料は入っていないと。こちらにつきましては、やっぱり町としても技師がおりますので、そちらにも手伝うではないですけれども、こちらでも監視する目を持って工事監理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（菊地弘巳君） 8番、坂本議員。

○8番（坂本 昇君） 一応了解はいたしますが、何せ、ふだん工事発注をしているような普通の建物とか、そういう施設ではないので、今度新築される分については特質性のある建物でもあるかと思っておりますので、そのところは監理体制というか、町のほうの担当体制についてもこれはしっかり組み立てていかないと、途中、途中でトラブルが発生しやすいような要件も見受けられますので、そこについては検討して進めていただくようにこれはお願いしておきます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 10番、三田地和彦議員。

○10番（三田地和彦君） この間の会議のとき、あの施設の中にバギーコースはちょっとうまくないと私は言いました。私だけだと思います、反対したのは、あの部分だけ。それも盛り込まれているようなものですから、このバギーは免許も何もなくとも乗るにいいものなのですか、まずそこら辺を答弁願います。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） バギーにつきましては、免許の必要のないタイプですけれども、必要に応じてヘルメットだったり肘当てだったり、そういったけがの防止等を行って、遊んで乗っていただくというふうなことを想定しております。

○議長（菊地弘巳君） 10番、三田地議員。

○委員（三田地和彦君） 何も資格が要らないということなのですから、年齢制限は設けるのでしょうか。そこら辺の答弁をお願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） やはり動力のあるものですので、年齢制限は設けられると思っておりますが、正確な年齢、学年につきましてはまだ伺っておりません。

○議長（菊地弘巳君） 10番、三田地議員。

○委員（三田地和彦君） これバギーコースでは、バギーも購入ということで、資格はなくてもいいと、年齢制限等は設けるような答弁をいただきました。これは、万が一事故も想定されるのです。ヘルメットなんかも着用ということは、これは当然なわけですが、保険料なんかはこの料金の中に盛り込まれて、どれぐらいの保険料、今事故はいろいろ大変なものですから、そこら辺の具体的な考えまで準備しての設備なのか、ご答弁願います。

○議長（菊地弘巳君） 少々お待ちください。

それでは、佐々木課長、答弁。

○経済観光交流課長（佐々木 章君） 保険料につきましては、基本協定の中、指定管理をする事業者には義務づけとして様々な保険に加入していただくということになっております。バギーコース、バギーではないのですけれども、一般的には対人賠償1名につき3億円など、それから様々な金額がございますけれども、バギーに乗車される人の保険料については、今お話しした金額が適合されるかは、今後事業者がこちらをまとめて協議して決定をしたいと思っておりますが、原則としてこの事業者が保険に加入をして、何かあった場合には対応するという仕組み、予定でございます。

○議長（菊地弘巳君） 10番、三田地議員。

○委員（三田地和彦君） これで、計画のとおり、それこそやるというような答弁になるわけなのですが、私の場合はもう少し見直してもいいのかなと。あの場所から見れば、これは本当にあまりいい施設ではないかなと考えているものですから、前は私は反対しますということを言い切りましたので、そこら辺を考慮していただければ幸いです。それ以上は質問はいたしません。

○議長（菊地弘巳君） 10番、今のは要望ですね。

○委員（三田地和彦君） はい。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで6款を終わります。これで歳出の質疑を終わります。

次に、歳入の質疑を行います。7ページをお開きください。14款国庫支出金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで14款を終わります。

次に、18款繰入金、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで18款を終わります。

次に、21款町債、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで21款を終わります。これで歳入の質疑を終わります。

次に、第2表、地方債補正に入ります。4ページをお開きください。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これで第2表、地方債補正を終わります。これで議案第2号の質疑を終わります。

これから議案第2号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第５、議案第３号 菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第３号 菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて。

菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負に関し、次のとおり契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

１、工事名。菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事。

２、工事場所。岩泉町浅内字下栗畑地内ほか。

３、契約金額。２億7,830万円。

４、請負者。住所、岩泉町岩泉字太田15番地１。氏名、株式会社奥村電気商会岩泉営業所、所長、三上茂幸。

令和６年３月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。菌床しいたけ生産振興施設等空調設備整備工事の請負契約を締結しようとするものである。

次のページの参考資料を御覧願います。工事期間は、左側下段に記載がございますが、令和６年３月27日着工予定、令和６年３月31日完成予定となっており、国の補助金の翌年度繰越承認後に工期を令和７年３月31日まで延長する予定となっております。

工事概要は、右側中段の表、網かけ部分が本工事施工内容となっており、町有施設である門工場、培養棟の既存冷房専用クーラー12台を撤去し、省エネルギーで温度管理に

優れた冷暖房兼用ヒートポンプエアコンを落合工場の培養棟、栽培棟、一ツ苗代工場の栽培棟、門工場の培養棟という４エリアへ82台を整備するものであります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第３号について質疑を行います。質疑はありますか。

８番、坂本昇議員。

○８番（坂本 昇君） 今の説明ですと、門工場以外の74台中の62台、これについてはきのこ産業で撤去するというふうなことなのかどうか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木修二農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

撤去工事の関係でございますが、説明のとおり、門工場については町の施設のために今回の工事で撤去となります。その他の部分の工場のほうの撤去については、きのこ産業の負担で撤去という形になってございます。

○議長（菊地弘巳君） ８番、坂本議員。

○８番（坂本 昇君） これらのエアコンについての保証期間というか、そして耐用年数、これについては何年を見込んでいるのか、お願いします。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 保証は一般的に１年程度というふうに捉えてございまして、耐用年数につきましては法定耐用年数が６年というふうになってございます。

以上でございます。

○議長（菊地弘巳君） ８番、坂本議員。

○８番（坂本 昇君） いずれ総額で２億7,800万円になります。１年程度の保証というのだと、ちょっと保証期間が短いような気がします。それから、６年での耐用年数となると、では６年で更新するのかとなると、この金額ですと大変なことになるのかなと思いますので、ここのところはもう少し精査が必要で、何とかきのこ産業でこの施設を造ったことによって収益が伴って、よって次は幾ばくかでも自分たちでの更新に望みがかけられるというふうなのであれば、この経費がさらにまた生きてくると思うのですが、その見通しについてはどうでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

先ほどの6年の部分でございますが、法定耐用年数ということで、減価償却の可能な期間が6年というところで捉えてございますし、実質上の耐用年数につきましては、既存施設についても20年を超える使用をしてございますので、今回のヒートポンプエアコンにつきましても15年から20年程度は継続した使用が可能だろうというふうに思っております。

前段でご質問のございましたメーカー側の保証については1年間というふうにはなっておりますので、それを越えた部分につきましては通常の維持管理、メンテナンスをしていただきながら、利用状況を適正にしながら長い期間使えるようにしていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地久志議員。

○6番（三田地久志君） 門工場の培養棟が、既存でクーラーが12台だったものが、ヒートポンプについては能力が違うのがそれぞれ3種類入っているのですが、これはどういうことなのでしょうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木農林水産課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） お答えします。

門工場につきましては、既存が12台で、今回新たにするものは20台と。この違いにつきましては、国庫補助事業上の馬力の制限が今の同等程度というところございました。ですが、ダイキン製の馬力が既存のものと馬力数がちょっと違うものがございます、そこら辺を調整する意味で馬力が違うものを加えながら、このような形ということになっている状況でございます。

以上です。

○議長（菊地弘巳君） 6番、三田地議員。

○6番（三田地久志君） 12台から20台になって、本当に経費が抑えられるのかなというところはどうか。

○議長（菊地弘巳君） 佐々木課長。

○農林水産課長（佐々木修二君） 台数は増えますけれども、1馬力当たりの能力につい

ては相当落ちるというところでございますので、単純に台数が増えたから電気代も多くかかるというところではなくて、馬力が同じものの容量で来るのであれば、その比較上では十分な是正が図られるというふうな計算をしているところでございます。

○議長（菊地弘巳君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） なければ、これで質疑を終わります。

これから議案第3号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菊地弘巳君） 日程第6、議案第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三上総務課長、どうぞ。

〔総務課長 三上義重君登壇〕

○総務課長（三上義重君） 議案第4号 損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について。

損害賠償事件に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1、損害賠償額、59万1,000円。

2、和解及び損害賠償の相手方、住所、氏名につきましては記載のとおりの方となっております。

令和6年3月26日提出、岩泉町長、中居健一。

提案理由。庁用車の事故により損害を与えた相手方と和解し、及び損害賠償の額を決定しようとするものである。

これは、岩泉町岩泉字神成4番地、北西約200メートル先、龍泉洞第3駐車場付近の路上において相手車両に損害を与えた事故でございます、次のページに事故概要等の参考資料、また3ページに仮示談書の写しを添付してございます。このたびは、大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（菊地弘巳君） 提案理由の説明が終わりました。

これから議案第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 質疑なしと認めます。

これから議案第4号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（菊地弘巳君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（菊地弘巳君） 本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回岩泉町議会臨時会を閉会します。

（午後 2時44分）

この会議録は、事務局職員が調製したものであるが、内容は真正であると認め署名する。

令和 年 月 日

議 長

菊 地 弘 巳

署 名 議 員

坂 本 昇

署 名 議 員

早 川 ケ ン 子

署 名 議 員

三 田 地 和 彦